破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第６３号
群馬県前橋市高花台１丁目22番地10
破産者　数納　啓子
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第７７号
群馬県前橋市日吉町３丁目17番地８
破産者　中島　早一
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２２７号
群馬県高崎市八幡町800番地53
破産者　白本　敏秀
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第４３号
群馬県安中市松井田町高梨子1246番地
破産者　小板橋真春
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第４８号
群馬県安中市野殿844番地８
破産者　小林　俊朗
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第５４号
群馬県高崎市江木町409番地６　エトワール江木503号
破産者　山下慶一郎
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第５１号
福岡県みやま市瀬高町文廣2056番地７　ＪＯＹコーポ101号
破産者　黒木イツ子
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第２０７号
福岡県遠賀郡水巻町吉田東５丁目２番７号
破産者　佐藤千代子（旧姓立見）
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３６号
鹿児島県曽於市末吉町二之方5765番地　川内団地７―102（前住所）鹿児島県曽於市大隅町月野1692番地９
破産者　川上　英明
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第３２８号
札幌市豊平区美園４条１丁目２番２号
破産者　清水　忠人
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４４号
青森県北津軽郡板柳町大字福野田字常盤10番地19
破産者　山本　敏子
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第３号
青森県五所川原市大字太刀打字早蕨121番地２
破産者　藤森　　亮
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第９号
青森県五所川原市金木町嘉瀬雲雀野222番地10
破産者　吉崎　　航
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第４０号
秋田県鹿角市花輪字明堂長根17番地６田中アパート１階102号、前住所秋田県鹿角市花輪字新田町30番地関貸家１Ｆ（前々住所）秋田県鹿角市八幡平字湯瀬湯端35番地
破産者　阿部　義隆
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第３５号
山形県最上郡戸沢村大字神田602番地２
破産者　髙橋　髙雄
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２８年（フ）第３号
山形県新庄市宮内町３番70号　ＭＡＮＳＩＯＮ　ＭＯＲＩ402
破産者　押切　大一
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２７年（フ）第１１６号
富山県高岡市蜂ケ島81番地
破産者　窪田　　博
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第２１５号
長野市大字下駒沢2222番地４　さいわい荘12号
破産者　小林　　豊
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２４１号
名古屋市名東区牧の原１丁目906番地　インテリジェント星ケ丘Ｉ号館101号
破産者　小栗真由美
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部